

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱
建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

第一

一定義

(一) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の厚生労働省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものであつて、直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）の数が三十以上であり、かつ、その八割以上が建設業の許可を受けている建設事業を主たる事業とする事業主であるものとすること。

- 1 民法第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）
- 2 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合又は協同組合連合会であつて、次のいずれにも該当するもの

- イ 建設事業に関する事業（建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関するものに限る。）を行つてること。
- ロ 専任の職員を置く適当な事務組織を設けていること。

ハ 当該組合又は連合会が建設業法第二十七条の三十七に規定する建設業者団体（公益法人に限る）。以下単に「建設業者団体」という。）の構成員であること又は当該組合又は連合会の構成員の三分の一以上が一の建設業者団体の構成員であること。

二 設立の日以後の期間が五年以上であること。

3 法人でない団体で構成員の数が三十以上であり、かつ、その八割以上が建設業の許可を受けている建設事業を主たる事業とする事業主である公益法人の支部であるもの

二 実施計画の認定

(一) 実施計画の認定の申請手続

実施計画の認定の申請書の添付書類は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人でない事業主団体にあっては、これらに準ずるもの）、構成員の氏名又は名称を記載した名簿、最近三期間の事業報告書（当該書類がない場合にあっては、最近二年間の事業状況を記載した書類）、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、事業用資産の概要を記載した書類）、申請者が一の(一)の2に該当するものであるときは、建設業者団体の構成員であること又

は当該申請者の構成員の三分の一以上が一の建設業者団体の構成員であることを証する書面、構成事業主が法第十二条第二項第五号に規定する場合にあつては、当該建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする事業主に係る建設事業の実施計画の認定の申請の日の属する月の前月末を末日とする一年間の実績報告書及び当該事業主が建設業の許可を受けていることを証する書面等とすること。

(二) 実施計画の記載事項

1 法第十二条第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、事業主団体の構成員における常時雇用する労働者の雇入れ及び離職の状況とすること。

2 法第十二条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、送出事業主及び受入事業主の組合せごとの送出労働者の見込数とすること。

(三) 実施計画の認定基準

1 法第十二条第三項第四号の厚生労働省令で定めるものは、建設業の許可を受けているものであつて、主たる事業が建設事業であり、かつ、次のいずれかに該当するものとすること。

イ 実施計画の認定の申請の日の属する日の前月末を末日とする一年間において毎月建設事業の実

績を有するもの

ロ イに掲げる者以外の者であつて、実施計画の認定の日以後において毎月建設事業を行うことが確実と見込まれるもの

2 法第十二条第三項第五号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであることとすること。

イ 法第五条第三項に規定する雇用管理責任者の知識の習得及び向上並びに法第八条第一項の元方事業主による関係請負人に対する援助の実施に寄与すること。

ロ 法第十二条第二項第五号に規定する場合にあつては、建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主が他の認定計画において建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主として記載されていないこと。

(四) 認定を要しない実施計画の軽微な変更

法第十四条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更是、少數の受入事業主の追加、送出事業主又は受入事業主の氏名又は名称、住所等の変更及び改善措置の実施時期の六月以内の変更とすること。

三 建設業務有料職業紹介事業

(一) 許可の申請手続

1 法第十八条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、他に事業（建設事業を除く。）を行つている場合における当該事業の種類及び内容とすること。

2 法第十八条第三項の厚生労働省令で定める添付書類は、建設業務有料職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所ごと（以下「三」において「事業所」と）といふ。）の個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程、事業所ごとの業務の運営に関する規程、事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書並びに事業所ごとの施設の概要を記載した書面とすること。

(二) 手数料制度

1 法第二十条第一項第一号の厚生労働省令で定める種類及び額は、次のとおりとすること。

イ 受付手数料は、求人の申込みを受理した場合は、一件につき六百七十円（免税業者にあっては、六百五十円）

ロ 紹介手数料は、支払われた賃金額の百分の十・五（免税業者にあつては、百分の十・二）に相当する額（同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・五（免税業者にあつては、百分の十・二）に相当する額若しくは支払われた賃金から臨時に支払われた賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・一（免税業者にあつては、百分の十三・七）に相当する額のいずれか大きい額）

2 法第二十条第三項の厚生労働省令で定める方法は、職業紹介に関する役務の種類ごとに、当該役務に対する手数料の額及び当該手数料を負担すべき者が明らかとなる方法とすること。

(三) 変更の届出

1 法第二十四条第一項の規定による届出をしようとする者は、法第十八条第二項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して三十日以内に、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、届出書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとすること。

2 法第二十四条第一項の規定による届出のうち、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の新設に係る変更の届出にあつては、1の届出書には、当該新設する事業所に係る事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程、事業所ごとの業務の運営に関する規程、事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書並びに事業所ごとの施設の概要を記載した書面を添付しなければならないものとすること。ただし、当該建設業務有料職業紹介事業者が建設業務有料職業紹介事業を行つて他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、職業紹介責任者の履歴書（選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書）を添付することを要しないものとすること。

3 法第二十四条第一項の規定による届出のうち、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の新設に係る変更の届出にあつては、1の届出書には、二の(一)及び(二)の2の書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならないものとすること。

四 建設業務労働者就業機会確保事業

(一) 許可の申請手続

法第三十一条第三項の厚生労働省令で定める添付書類は、定款又は寄附行為、登記事項証明書、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごと（以下四において「事業所ごと」という。）の個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書、建設業務労働者就業機会確保事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類、事業所ごとに選任された雇用管理責任者の住民票の写し及び履歴書等とすること。

(二) 変更の届出

- 1 法第三十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、法第三十一条第二項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して三十日以内に、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、届出書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとすること。
- 2 法第三十七条第一項の規定による届出のうち、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、1の届出書には、当該新設する事業所に係る事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程、建設業務労働者就業機会確保事業に関する資産

の内容及びその権利関係を証する書類（個人にあつては建設業務労働者就業機会確保事業に関する資産の内容を証する書類を除く。）並びに事業所ごとに選任された雇用管理責任者の住民票の写し及び履歴書を添付しなければならないものとすること。ただし、送出事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行つてゐる他の事業所の雇用管理責任者を当該新設する事業所の雇用管理責任者として引き続き選任したときは、事業所ごとに選任された雇用管理責任者の履歴書（選任した雇用管理責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書）を添付することを要しないものとすること。

3 法第三十七条第一項の規定による届出のうち、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設に係る変更の届出以外の届出を行う場合には、1の届出書には、(一)の書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならないものとすること。

(三)

建設業務労働者就業機会確保契約

1 法第四十三条の規定による定めは、同条各号に掲げる事項の内容の組合せが一であるときは当該組合せに係る送出労働者の数を、当該組合せが二以上であるときは当該それぞれの組合せの内容及

び当該組合せごとの送出労働者の数を定めることにより行わなければならないものとすること。

2 法第四十三条第九号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすること。

イ 雇用管理責任者及び受入責任者に関する事項

ロ 建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受ける者が送出就業をする日以外の日に送出就業をさせることができ、又は送出就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合における当該送出就業をさせることができる日又は延長することができる時間数

ハ 送出事業主が、受入事業主である者又は受入事業主となるうとする者との間で、これらの者が当該送出労働者に対し、診療所、給食施設等の施設であつて現に当該受入事業主である者又は受入事業主となるうとする者に雇用される労働者が通常利用しているものの利用、レタリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与その他の送出労働者の福祉の増進のための便宜を供与する旨の定めをした場合における当該便宜供与の内容及び方法

(四) その他

送出労働者となることについての労働者に対する明示及び労働者の同意は、書面の交付の方法又はファクシミリを利用してする送信の方法若しくは電子メールの送信の方法（これらの方法を当該労働者が希望した場合に限る。）により行わなければならないものとすること。

第二 雇用保険法施行規則の一部改正

一 建設業労働移動円滑化支援助成金は、建設業新規・成長分野定着促進給付金、建設業労働移動支援能力開発給付金及び建設業新分野雇用創出給付金とするものとすること。

二 建設業新分野雇用創出給付金は、次のいずれにも該当する認定団体に対して、(二)に規定する雇入れに係る者の数に応じ、当該雇入れに係る費用として厚生労働大臣が定める額を限度として支給するものとすること。

(一) 新分野（新たな事業の創出により雇用機会の増大が見込まれる事業の分野をいう。）に係る事業を行う認定団体（当該事業を行うことを計画している認定団体を含む。）であること。

(二) 次のいずれにも該当する雇入れを行う認定団体であること。

1 当該認定団体の直接又は間接の構成員に雇用されていた労働者（以下「二において「対象労働者」

という。）をその離職の日の翌日から起算して三箇月を経過する日までの間に、継続して雇用する対象労働者（短時間労働者を除く。）として三人以上雇い入れるものであること。

2 当該雇入れ日の前日までの過去三年間に当該対象労働者を雇用したことがないこと。

(三) (二)の雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間 (四)において「基準期間」という。において、当該雇入れに係る認定団体の労働者（短時間労働者を除く。）について当該認定団体の都合により離職させた認定団体以外の認定団体であること。

(四) 当該雇入れに係る認定団体に雇用されていた者であつて基準期間に離職したものの中うち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる認定団体であること。

(五) 当該雇入れに係る認定団体の労働者の離職の状況、講習の実施状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している認定団体であること。

第三 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正

一 建設業教育訓練助成金制度の改正

(一) 第二種教育訓練助成金に1に該当するものに対する2に定める額を支給するものを追加するものとすること。

1 構成事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に係る送出労働者又は送出労働者にならうとする者に対し、次のいずれにも該当する送出就業の作業環境に適応させるための教育訓練（以下「建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練」という。）を自ら又は教育訓練施設に委託して行う認定団体であること。

イ 教育訓練の内容が建設雇用改善法第二条第一項に規定する建設業務に直接関連するものであること。

ロ 教育訓練の時間が合計十時間以上であること。

ハ 教育訓練の指導員が、当該教育訓練の内容に直接関連する職種に係る職業訓練指導員免許を有する者、一級の技能検定に合格した者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者であること。

2 イ及びロに掲げる場合に応じて、当該イ及びロに定める額

イ 建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練を自ら行う場合 当該建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練の運営に要した経費の二分の一（中小建設事業主の団体である認定団体にあつては三分の二）に相当する額

ロ 建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練を教育訓練施設に委託して行う場合 当該建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練に係る入学料及び受講料として支払った額の二分の一（中小建設事業主の団体である認定団体にあつては、三分の二）に相当する額

(二) 第四種教育訓練助成金に1に該当するものに対する2に定める額を支給するものを追加するものとすること。

1 その雇用する建設労働者に対し、建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練を受けさせる建設事業主であつて、当該建設労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練を受けさせる期間について支払うものであること。

2 建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練を受けさせた場合 建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練を受けさせる期間、建設事業主がその雇用する建設労働者に対し支払った賃金について厚

生労働大臣が定めるところにより算出した額の二分の一（中小建設事業主にあつては、三分の一）に相当する額（その額を当該賃金の支払の基礎となつた日数で除して得た額が雇用保険法第十六条の基本手当日額の最高額を超えるときは、当該最高額に当該日数を乗じて得た額）

二 雇用改善推進事業助成金制度の改正

(一) 第一種雇用改善推進事業助成金及び第二種雇用改善推進事業助成金を次のように改めるものとすること。

1 建設業の事業主団体が行う建設業務有料職業紹介事業又は建設業務労働者就業機会確保事業の円滑な実施を促進するため、助言、指導その他の援助を行う事業を助成率及び限度額の引上げ対象となる重点項目に追加するものとすること。

2 1の事業を行つた建設業の事業主団体に対して、当該事業に要した費用（当該事業の全部又は一部について他の建設雇用改善助成金が支給されるべき場合には、その全部又は一部に要した費用を除く。）の額の三分の一に相当する額（全国的な中小建設事業主の団体又はその連合団体に対して支給されるべき場合にあつては、その額が四百万円を超えるときは、四百万円、その他の場合にあ

つては、その額が百万円を超えるときは、百万円）を第一種雇用改善推進事業助成金として支給するものとすること。

3 雇用改善実施計画に基づき1の事業を行つた中小建設事業主の団体又はその連合団体に対して、当該事業に要した費用の額の三分の一に相当する額（その額が百万円を超えるときは、百万円）を第二種雇用改善推進事業助成金として、支給するものとすること。

三 建設業需給調整機能強化促進助成金制度の改正

- (一) 支給対象について、無料の職業紹介事業及び人材情報提供事業を実施しようとする建設業の事業主団体とともに、建設業の事業主団体に対し、建設業務有料職業紹介事業を実施しようとする認定団体及び建設業務労働者の就業機会確保を行おうとする構成事業主と建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けようとする構成事業主との間における建設業務労働者就業機会確保契約の成立のあつせんを行う事業を実施しようとする認定団体を加えるものとすること。
- (二) 支給限度額を、百万円（認定団体にあつては百五十万円）とするものとすること。

第四 施行期日等

- 一 この省令は、平成十七年十月一日から施行するものとすること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとすること。